

官立大學病院と少年院病院

に立ち入る検査官吏の資格

医療法の特例等に関する政令第3條の規定により、厚生大臣又は都道府県知事が、医療法第25條第1項の規定により、当該官吏又は吏員をして、監獄若しくは少年院の中に設けられた病院若しくは診療所、又は國の設立する大学に附屬する病院若しくは診療所に立ち入り検査させる病院にはそれぞれ法務総裁又は文部大臣の指定する者を立ち合わせなければならないことになっているが、これに関し別紙第1及び別紙第2の通り夫々法務総裁及び文部大臣の指定がなされ、且つ別紙第3の通り文部省大学学術局長から關係の向へ通牒されたので、厚生省医務局長からその旨都道府県知事宛て了知の上然るべく取扱われたいと通牒を發した。

別紙第1 法務廳告示（第22号）

医療法の特例等に関する政令（昭和23年政令第326号）第3條の規定に基づき、監獄若しくは少年院の中に設けられた病院若しくは診療所を検査する場合立ち合わせる者を次のように指定する。

監獄の長

少年院の長

矯正保護管区長の指定する關係行政機關の職員

別紙第2 文部省告示（第150号）

医療法の特例等に関する政令（昭和23年政令第326号）第3條の規定に基づき、國の設置する大学に附屬する病院もしくは診療所に立ち入り検査する場合に立ち合わせる者を次のように指定す。

当該大学の学長が指定する当該大学の医学部に屬す

る教授又は助教授

別紙第3 医療法の特例等に関する政令に基づく指定について（昭和24, 8, 11）

（文部省大学学術局長から附屬病院を有する國立の大学学長宛）

さきに7月20日附当学38号でお願いし、それに基づいて各大学からそれぞれ推薦を受けた病院検査に立ち合う者の指定については、官報で文部省告示第150号で別紙（第2）の通り指定を行いましたから、それぞれ推薦のあつた者を（学長）において指定の上その官職氏名を關係都道府県知事あてに通告されるようお取り計い願います。

なお今後變更の際は、その官職氏名を本省及び關係都道府県知事に通告されるよう御措置願います。

病院に於ける醫業廣告

医療法第39條に依る医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に於ける廣告の制限が規定されているが、最近滋賀縣衛生部長から厚生省に左の照会があつた。

第39條の廣告の内左記のようなものは可否何れにすべきか。

- 一、病院に於ける内科医長 氏名
- 二、鉄道囑託医
- 三、手術入院施設完備 入院手術 毎日歡迎
- 四、理想的國立高原療養所
- 五、廣告面に病院開設者の氏名を併記すること開設○
○國保理事長
- 六、山川先生は毎日6日谷山病院より出張診療

右の照会に接した厚生省では、東医務局長の名を以て滋賀縣知事を経て同縣衛生部長あて左の回答を發した。

1. 内科医長の氏名は差支ない。
2. 鉄道囑託医の廣告は、医師の経歴に關する事項の標示と認められ、医療法第39條第3項に低触するものと考えられるので、同條第1項第7号の規定による許可を與えることは出来ない。然しながら去る第5回國會において医療法の一部が改正せられて、医療法第39條第1項に掲げる以外の事項であり、且つ医師の経歴、技能等に互る事項であつても厚生大臣が特に必要と認め、医道審議會の意見を聞いて定めた事項は、これを廣告しうることとなつたので、改めて医道審議會にその適否を諮つた上で何等かの決定をしたいと考えている。
3. 手術、入院手術毎日等は治療方法に關する事項であるので、医療法第39條第1項第7号により許可することはできない。歡迎については同條項により許可することは適當でない。
- 入院施設完備の廣告は、入院設備の有無に關する廣告の範囲を起えるものと考えられるので適當でない。
4. 理想的國立高原療養所については、理想的の三字は病院又は診療所の名称の一部ではなく、技能又は治療方法の優秀性を示す事項の廣告と認められるので、かような事項の標示は当然許されない。
5. 開設者を廣告することは、医療法第39條第1項に掲げる事項には該当しないので、これを廣告することはできない。
- 然しながら名称中に経営主体を表示する事項を含ま

せることは差支ないと考えられるので、経営主体が國民健康保險組合である場合には「國民健康保險〇〇病院」という名称は差支ないので、念のため申し添える。

6. 医師が常時診療に従事しない者である場合には、医療法第39條第2項の規定により、その医師の診療時間及び診療日を併せて廣告しなければならないことになつているので、「毎日5日診療」は差支ないのみならず、これを廣告する義務があるが「谷山病院より出張診療」の廣告は許されない。

(参照) 医療法第39條 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關しては、文書その他如何なる方法によるを問わず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。

- 一、医師又は歯科医師である旨
- 二、第40條第1項の規定による診療科名
- 三、病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四、診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 五、診療日又は診療時間
- 六、入院設備の有無
- 七、その他都道府縣知事の許可を受けた事項

2. 前項第4号に掲げる事項を廣告するに當つては、その医師又は歯科医師が、常時診療に従事しない者である場合には、その医師又は歯科医師の診療日及び診療時間を併せて廣告しなければならない。

3. 第1項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、医師又は歯科医師の技能、治療方法、経歴又は学位に關する事項にわたつてはならない。